

障害福祉サービス等事業所の皆さま、障害福祉現場で働く皆さまへ

# 「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」のご案内

## Q1. どのような補助金なの？

### A1. 福祉・介護職員の賃上げ等を目的とする補助金です。

- 障害福祉サービス等事業所に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を福祉・介護職員等の人件費(一時金等)の引上げ又は職場環境改善(間接支援業務に従事する者を募集するための経費、研修費等)に使うことを要件とした補助金を創設**します。

## Q2. 補助金の額はどのように定められるの？

### A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。  
算定式の「加算減算」には、福祉・介護職員処遇改善加算分等が含まれます。

**基準月の総報酬**  
({基本報酬+加算減算} × 1単位の単価)



**交付率**



**補助額**

- 基準月は、**原則として令和6年12月**ですが、他の平常月と比較して著しく低いなどの場合、事業所の判断により、**令和7年1月、2月又は3月の任意の月**を対象月とすることができます。
- これにより、**標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり5万4千円相当**の補助金が交付されます。
- ※ このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況、補助金の使途などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で5万4千円の人件費の引き上げを行うものではありません。**

## Q3. 補助金の申請手続きは？

### A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。  
※ 障害福祉サービス等報酬関係で政令指定都市・中核市に届出を行う事業者も、**この補助金の申請先は都道府県**です。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算の申請様式と一体化した様式を用いて申請様式の記入をすることはできますが、**補助金の申請先は都道府県であり、処遇改善加算の申請先が指定権者**ですので、**それぞれ提出が必要**です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。**計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成**してください。
- 補助期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出する**必要があります。  
(要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。)
- 今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。

**処遇改善加算 → 都道府県等(指定権者)に届出**  
**今回の補助金 → 都道府県に届出**